

4. 法的土地利用規制

調査地域の土地利用や森林施業を制限している各種法規制の指定状況について検討した。これらの法的土地利用規制の内容と体系は、法律の目的によって異なるが、ここでは地表の改変、特に森林施業に対する規制の程度にしたがって3つの規制レベルに区分した（表Ⅱ－9）。規制区分レベルAは、森林の伐採など地表の改変行為が原則的に禁止される地域である。規制区分レベルBは、森林施業が許可制であったり、施業の方法に条件が加えられる地域である。ただしこのレベルBに含まれる規制の枠は広く、国立公園第1種特別地域のように運用上かなり強い規制の加わるものもあれば、保安林の一部のように許可制であっても実質的にはほとんど規制のかからないものも含まれる。規制レベル区分Cは、森林施業には規制が加わらないが、届出が必要な地域である。表Ⅱ－10、11に調査地域および保護地域における法的土地利用規制レベル区分別メッシュ数を、図Ⅱ－4にそのメッシュ分布を示した。規制地域を少しでも含むメッシュは、規制地域メッシュとして取り扱った。また、同じ地域で規制区分が異なる場合は、規制の厳しい方のメッシュを優先させた。調査地域は、ほとんど何等かの地域指定が行われているが、京都府美山町の京都大学芦生演習林のほぼ全域に全く規制のかからない地域が見られる。規制区分別にみると調査地域・保護地域とも、ほとんどがレベルBの地域で占められ（88.4％・92.9％）、レベルAの地域は、伊吹山地、野坂山地に6メッシュが見られるだけである。それぞれ規制区分別のメッシュ数の割合は、レベルAのメッシュが調査地域では0.3％、保護地域では0.5％を占め、レベルCのメッシュが調査地域では2.7％、保護地域では1.3％を占めていた。調査地域に対するレベルAの比率は、他の保護地域と比べて著しく低い（北アルプス保護地域、33.1％；鈴鹿山地保護地域、30.8％）。全く規制の無いメッシュは調査地域では8.5％、保護地域では5.3％であり、ほとんどの地域になんらかの規制が加わっていると言える。前回調査から地形地域ごとの変化を見ると両白山地および丹波高地でレベルCからBに格上げされているメッシュが多数見られた他はほとんど変化はなかった。表Ⅱ－12、13に調査地域および保護地域の指定区分別メッシュ数を示した。指定区分で最もメッシュ数の多いのは保安林で調査地域で1527メッシュ（85.3％）、保護地域で1047メッシュ（90.9％）を占めており、次に県立自然公園および自然環境保全地域の普通地域、国定公園の特別地域の順であった。

以上総合してみると、保護地域を含む調査地域は、ほぼ全域になんらかの土地利用規制がかかっており、とくに保安林指定地域が約85％を占めていた。ただし規制の厳しい地域は他の保護地域と比較して少なかった。このように調査地域全域に何等かの規制はかかっているものの最も規制の厳しい地域は少なく、将来的に土地改変を小さく抑えるには、規制の厳しい地域を他の保護地域と同程度の約30％に増やすことも必要であろう。

表Ⅱ－9 法的土地利用規制のレベル区分

指 定 項 目	規 制 区 分		
	レベル A	レベル B	レベル C
	森林の伐採等地表の 改変行為が原則的に 禁止されている地域	森林施業が許可制で あったり施業方法等 が規制される地域	森林施業等に規制は 加わらないが届出制 である地域
国 定 公 園	特別保護地区	特 別 地 域	普 通 地 域
県 立 自 然 公 園		特別地域	普通地域
および自然環境 保全地域		または地区	または地区
保 安 林		全 種	
鳥 獣 保 護 区		特別保護地区	

表Ⅱ－10 調査地域における法的土地利用規制レベル区分別メッシュ数

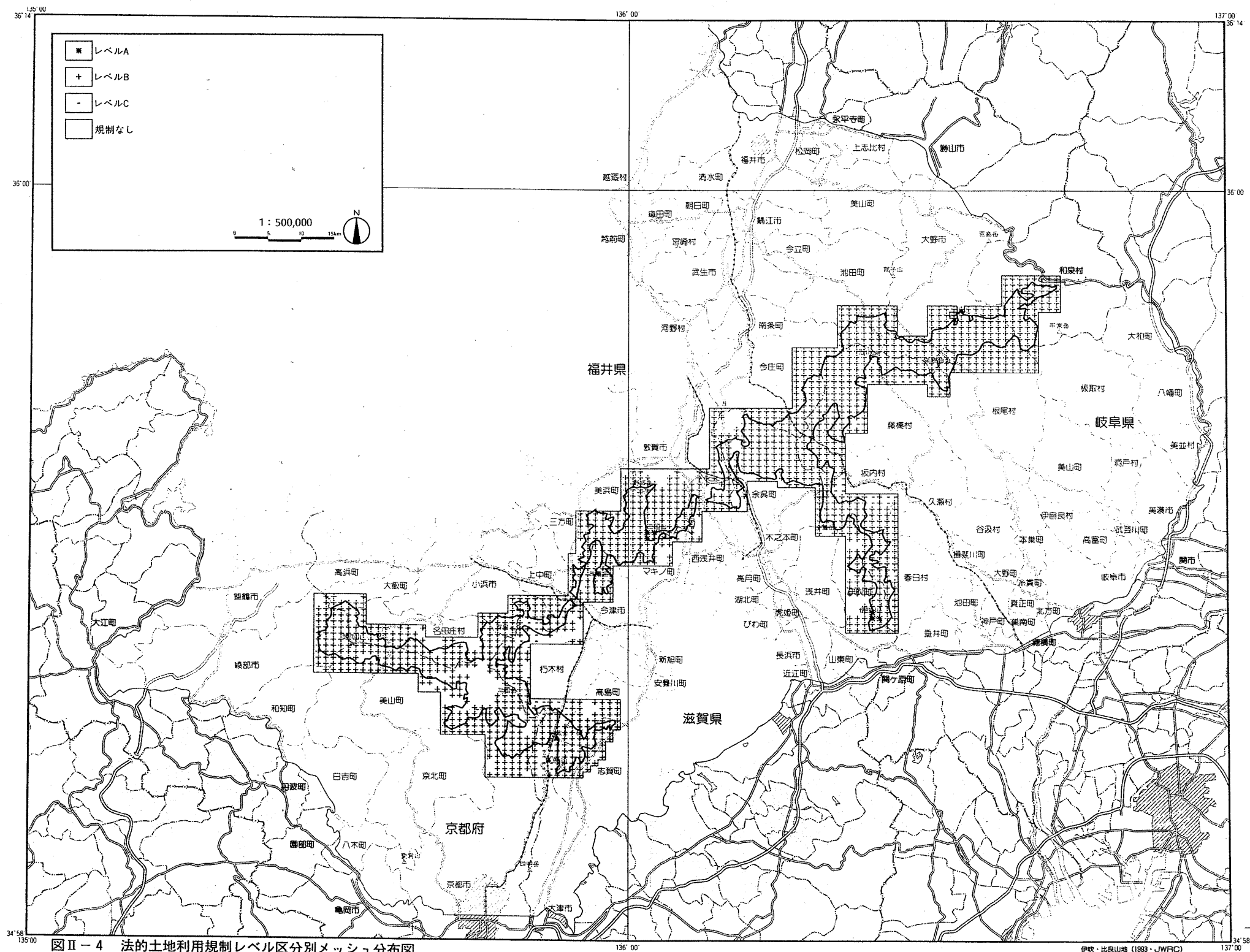
レベル区分	両白山地	伊吹山地	東部地域	野坂山地	比良山地	丹波高地	西部地域	全 域
A	0	3 (0.8)	3 (0.3)	3 (1.1)	0	0	3 (0.3)	6 (0.3)
B	478 (98.8)	335 (88.6)	813(94.3)	243 (85.9)	95 (88.0)	433 (80.5)	771 (83.0)	1584 (88.4)
C	6 (1.2)	11 (2.9)	17 (2.0)	0	8 (7.4)	23 (4.3)	31 (3.3)	48 (2.7)
その他	0	29 (7.7)	29 (3.4)	37 (13.1)	5 (4.6)	82 (15.2)	124 (13.3)	153 (8.5)
計	484(100.0)	378(100.0)	862(100.0)	283(100.0)	108(100.0)	538(100.0)	929(100.0)	1791(100.0)

括弧内は各地形地域全体に対する割合 (%)

表Ⅱ－11 保護地域における法的土地利用規制レベル区分別メッシュ数

レベル区分	両白山地	伊吹山地	東部地域	野坂山地	比良山地	丹波高地	西部地域	全 域
A	0	3 (1.3)	3 (0.5)	3 (1.7)	0	0	3 (0.5)	6 (0.5)
B	332(100.0)	217 (95.6)	549 (98.2)	159 (92.4)	52 (96.3)	310 (84.5)	521 (87.9)	1070 (92.9)
C	0	1 (0.4)	1 (0.2)	0	2 (3.7)	12 (3.3)	14 (2.4)	15 (1.3)
その他	0	6 (2.6)	6 (1.1)	10 (5.8)	0	45 (12.3)	55 (9.3)	61 (5.3)
計	332(100.0)	227(100.0)	559(100.0)	172(100.0)	54(100.0)	367(100.0)	593(100.0)	1152(100.0)

括弧内は各地形地域全体に対する割合 (%)



表Ⅱ－12 調査地域における法的土地利用規制指定区分別メッシュ数

指定区分	両白山地	伊吹山地	東部地域	野坂山地	比良山地	丹波高地	西部地域	全 域
国定公園								
特別保護地区	0	3 (0.8)	3 (0.3)	3 (1.1)	0	0	3 (0.3)	6 (0.3)
特別地域	0	45 (11.9)	45 (5.2)	47 (16.6)	77 (71.3)	0	124(13.3)	169(9.4)
普通地域	0	4 (1.1)	4 (0.5)	0	4 (3.7)	0	4 (0.4)	8 (0.5)
県立自然公園および 自然環境保全地域								
特別地域または地区	57 (11.8)	0	57 (6.6)	0	18 (16.7)	58 (10.8)	76 (8.2)	133 (7.4)
普通地域または地区	211 (43.6)	163 (43.1)	374 (43.4)	0	30 (27.8)	70 (13.0)	100 (10.8)	474 (26.5)
保安林								
全種	475 (98.1)	338 (89.4)	813 (94.3)	239 (34.5)	64 (59.3)	411 (76.4)	714(76.9)	1527 (35.3)
鳥獣保護区								
特別保護地区	5 (1.0)	8 (2.1)	13 (1.5)	10 (3.5)	4 (3.7)	3 (0.6)	17 (1.8)	30 (1.7)
鳥獣保護区	66 (13.6)	53 (14.0)	119 (13.8)	27 (9.5)	36 (33.3)	23 (4.3)	86 (9.3)	205 (11.5)
計	484(100.0)	378(100.0)	862(100.0)	283(100.0)	108(100.0)	538(100.0)	929(100.0)	1791(100.0)

括弧内は各地形地域全体に対する割合 (%)

表Ⅱ－13 保護地域における法的土地利用規制指定区分別メッシュ数

指定区分	両白山地	伊吹山地	東部地域	野坂山地	比良山地	丹波高地	西部地域	全 域
国定公園								
特別保護地区	0	3 (1.3)	3 (0.5)	3 (1.7)	0	0	3 (0.5)	6 (0.5)
特別地域	0	24 (10.6)	24 (4.3)	43 (25.0)	42 (77.8)	0	85 (14.3)	109 (9.5)
普通地域	0	0	0	0	0	0	0	0
県立自然公園および 自然環境保全地域								
特別地域または地区	45 (13.6)	0	45 (8.1)	0	17 (31.5)	43 (11.7)	60 (10.1)	105 (9.1)
普通地域または地区	166 (50.0)	108 (47.6)	274 (49.0)	0	18 (33.3)	50 (13.6)	68 (11.5)	342 (29.7)
保安林								
全種	330 (99.4)	220 (96.9)	550 (98.4)	156 (90.7)	46 (85.2)	295 (80.4)	497 (83.8)	1047 (90.9)
鳥獣保護区								
特別保護地区	5 (1.5)	7 (3.1)	12 (2.1)	6 (3.5)	3 (5.6)	2 (0.5)	11 (1.9)	23 (2.0)
鳥獣保護区	49 (14.8)	36 (15.9)	85 (15.2)	18 (10.5)	20 (37.0)	15 (4.1)	53 (8.9)	138 (12.0)
計	332(100.0)	227(100.0)	559(100.0)	172(100.0)	54(100.0)	367(100.0)	593(100.0)	1152(100.0)

括弧内は各地形地域全体に対する割合 (%)

5. 林業的土地利用

調査地域に関連する各市町村の森林状況を表す指標としてとりあげた林野率、人工林率を表Ⅱ－14に示した。これらのうち保護地域を含む市町村では林野率が高く、各市町村の平均値は県下全域の平均値より高い。1980年から1990年における10年間の変化をみると、林野率はほとんど変化していないが、人工林率は各市町村の平均値がほとんどの所で県下全域でのそれより低く、京都府のみ府下全域の平均値を上回っている。人工林率の増加傾向をみると、岐阜県藤橋村で大きく減少している以外は、ほとんどの市町村で増加しており、とくに福井県領南地方の三方町、上中町、大飯町および滋賀県木之本町、マキノ町、今津町、朽木村では10%以上増加している。このことより当地域は林野率が高いにもかかわらず植生改変の程度は相対的に高く、特に西部地域でより高いことがわかる。

図Ⅱ－5、6に保護地域に関連する各市町村（民有林）と営林署の造林動向を示した。各県の民有林における拡大造林の面積は昭和40年代以降減少傾向にあり（前回調査）、国有林における関連営林署（福井・大津・京都・岐阜）の造林動向も民有林の傾向と同様に1965年代（昭和40年）より減少傾向を示している。ここに示した1984年以降も民有林、国有林ともほぼ減少傾向にある。近年のこうした傾向の背景としては、ほぼ全国的にみられる林業の社会的条件、すなわち木材価格の低迷、人件費の高騰、後継者不足による林業経営の衰退などがあげられる。このような林業をとりまく状況が好転しない限り、当調査地域での拡大造林面積は減少もしくは横ばいの状態が続くことが予想される。

保護地域に林班の一部および全てが含まれる地域について、林班別の人工林率の分布（1993年度）を地域別に図Ⅱ－7～8に、同様に幼齢林率の分布（1987年度、1993年度）を図Ⅱ－9～12に示した。当保護地域の人工林率は23.6%、幼齢林率は3.5%であった。人工林率についてみると東部地域では、所々に人工林率80～100%の林班が見られるものの、ほとんどの林班においては、20%以下で0%の林班も1/3程度みられる。一方西部地域では人工林率0%の林班はほとんど見られず20%以上の林班が広く分布している。特に丹波高地、野坂山地で人工林率の高い林班が多く見られた。幼齢林率についてみると全域においては20%以上の林班はほとんど見られなかった。東部地域では幼齢林率0%の林班が多く、所々に20%以下の林班が見られるにすぎず、西部地域においては広い範囲で20%以下の林班が分布している。

以上の結果より、東部地域より西部地域の方がより人為的な改変を受けた地域が広いと考えられる。

表Ⅱ－14 調査地域関連市町村別の森林概況

市町村名	総土地面積 (ha)	林野率（％） ¹⁾		人工林率（％） ²⁾		人工林率 ³⁾ の増加傾向
		1980年	1990年	1980年	1990年	
福 井 県						
敦賀市	25,029	81	80	20	26	+6
小浜市	23,281	82	82	29	35	+6
大野市	53,992	81	81	26	25	-1
和泉村	33,238	93	93	23	28	+5
池田町	19,472	90	91	43	42	-1
今庄町	24,130	92	94	18	21	+3
三方町	9,654	66	66	28	38	+10
美浜町	15,220	83	83	13	20	+7
上中町	8,208	69	69	37	50	+13
名田庄村	14,383	96	96	46	52	+6
大飯町	6,767	73	76	34	46	+12

計（平均）	233,374	(82)	(83)	(29)	(35)	(+6)
県下全域	418,733	(74)	(75)	(36)	(38)	
岐 阜 県						
春日村	11,244	97	97	37	46	+9
藤橋村	32,448	97	97	12	15	+3
坂内村	15,326	98	98	19	23	+4
根尾村	29,583	95	95	28	31	+3

計（平均）	88,601	(97)	(97)	(24)	(29)	(+5)
県下全域	1,060,025	(81)	(80)	(40)	(44)	
滋 賀 県						
大津市	30,422	67	67	38	43	+5
志賀町	7,173	74	72	29	32	+3
伊吹町	10,914	85	83	34	41	+7
木之本町	8,844	87	87	33	43	+10
余呉町	16,762	92	92	15	20	+5
マキノ町	7,834	76	74	33	48	+15
今津町	12,274	83	81	34	44	+10
朽木村	16,577	91	93	38	49	+11

計（平均）	110,803	(82)	(81)	(32)	(40)	(+8)
県下全域	401,928	(52)	(51)	(34)	(41)	
京 都 府						
京都市	61,021	67	67	35	37	+2
綾部市	34,711	77	77	41	46	+5
美山町	34,047	94	94	39	42	+3

計（平均）	129,779	(79)	(79)	(38)	(42)	(+2)
府下全域	461,218	(75)	(75)	(33)	(37)	

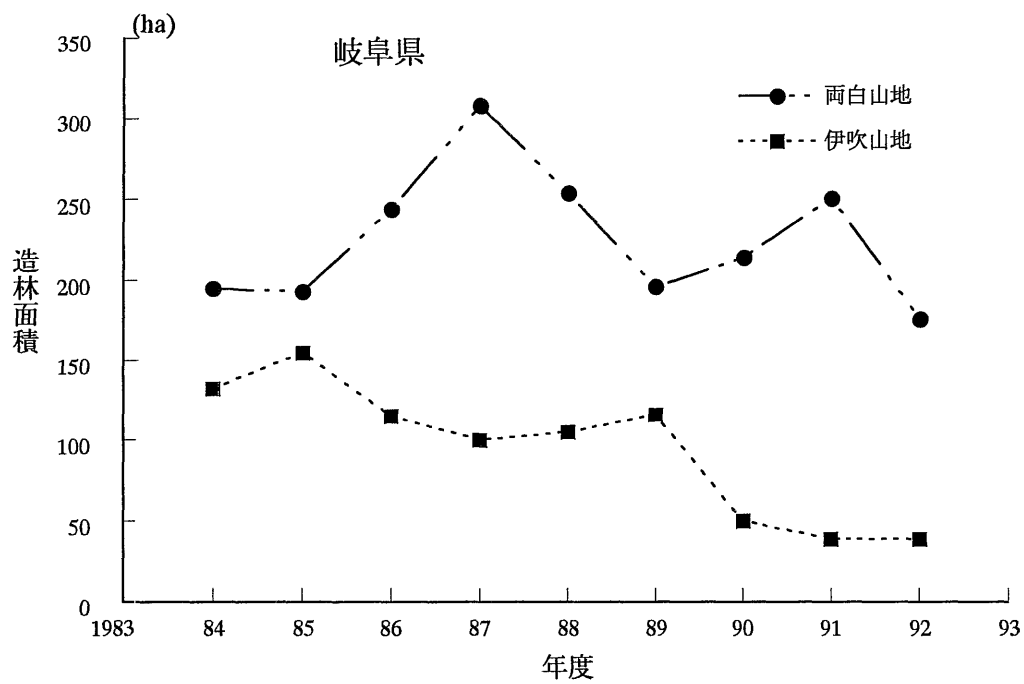
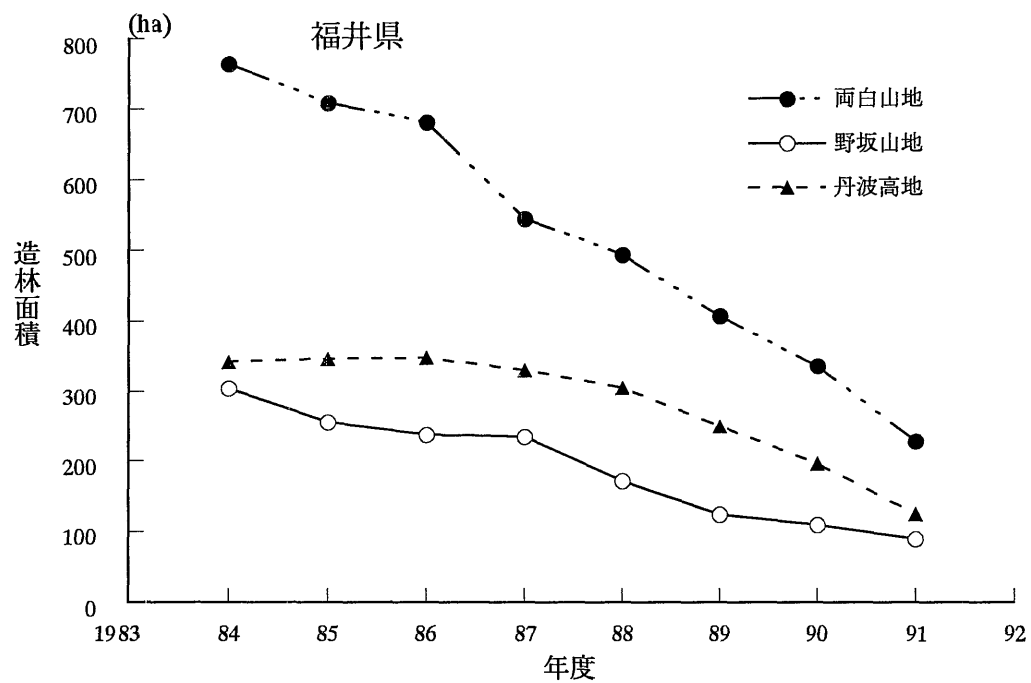
計（平均）	562,557	84	84	30	36	+6

1) 総土地面積に対する林野面積（草地を含む）の比率

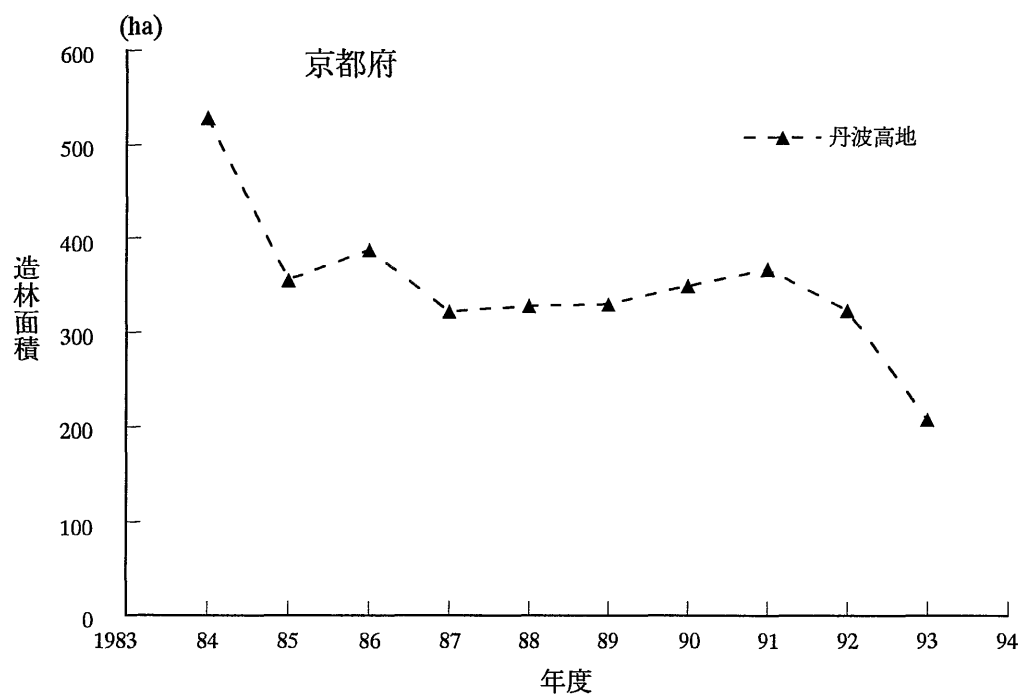
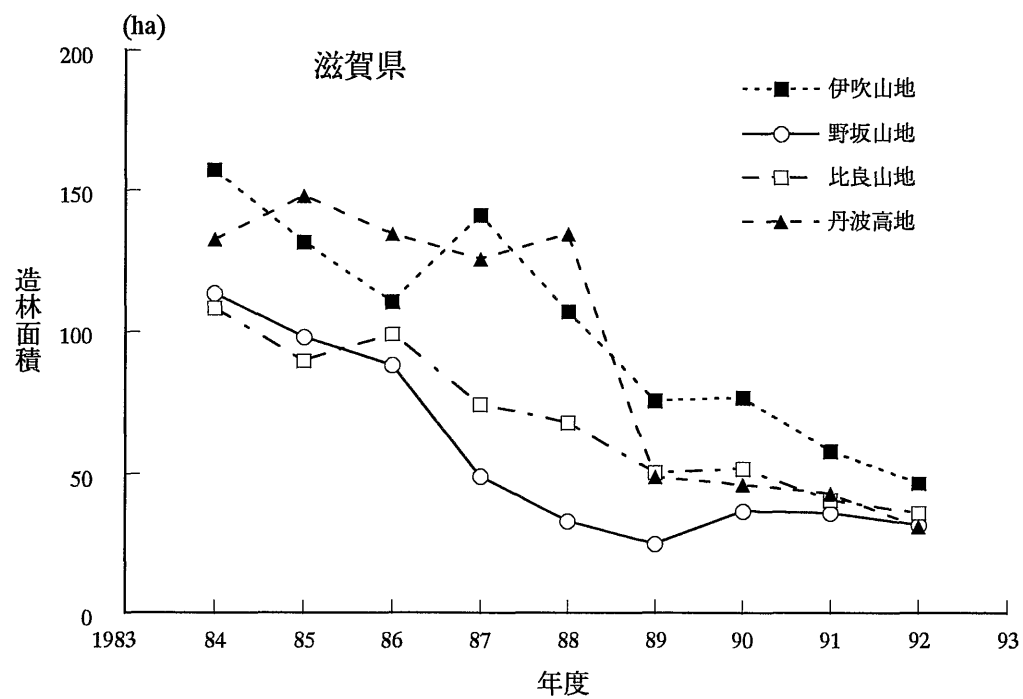
2) 樹林地面積に対する人工林面積の比率

3) 1980年→1990年の増加傾向

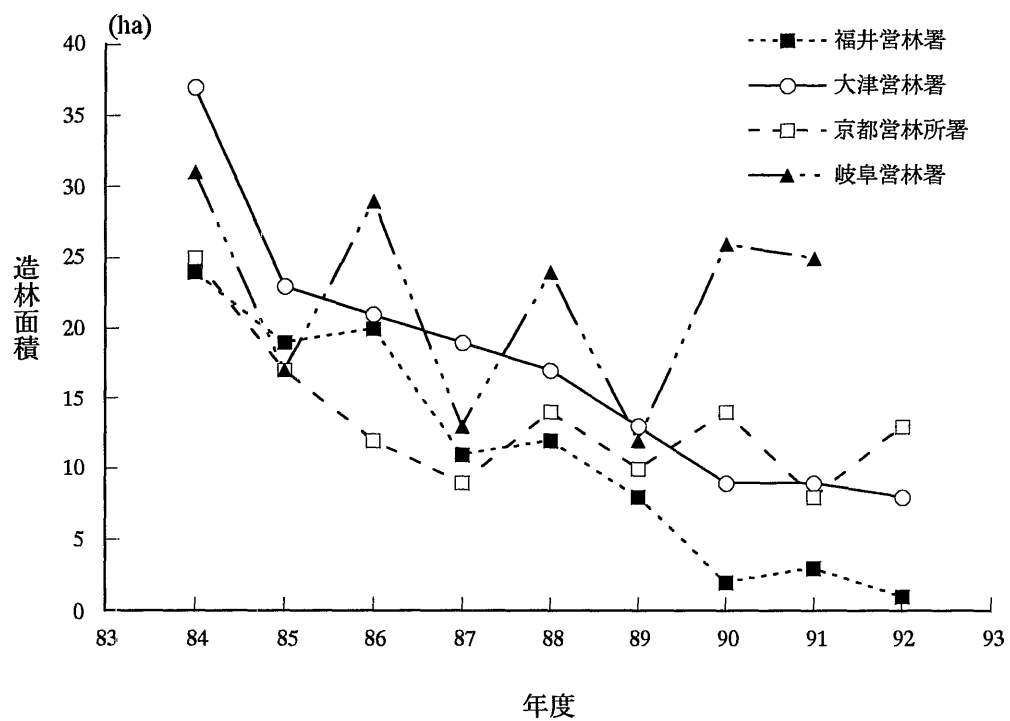
1980年・1990年世界農林業センサスより引用



図Ⅱ－５ 保護地域関連市町村における造林動向（民有林）



図Ⅱ－５ 保護地域関連市町村における造林動向（民有林）



図Ⅱ－6 保護地域関連営林署における造林動向（国有林）